

いじめ対策マニュアル

いじめはどんなことがあっても絶対に許される行為ではありません。第三中学校ではかねてから全職員で「いじめは絶対に許さない」という強い姿勢で生徒の指導にあたってきています。

【人を思いやる心、命を大切にする心に関する教育を進めています】

道徳の授業等に限らず、普段の学活や様々な行事や出来事の中でこうした「心」の大切さについてふれる機会を大切にしています。

【早期発見・早期対応に努めます】

「悪ふざけと思った」「遊んでいると思った」こういった言い訳は許されません。「いじめではないか」という認識で対応します。

【チームで対応します】

担任一人では対応しません。必ず学年全体の問題と捉え、学年職員全体で取り組みます。また学校全体の問題としても捉え、解決に向けた取り組みを学校全体に広げていきます。

【毅然とした対応をします】

いじめをしている本人にはもちろん、まわりで笑っていた者、見て見ぬふりをしていた者にも毅然とした態度で対応し、「いじめを許さない」という雰囲気クラス全体の生徒から、学校全体の生徒から感じられる学校を目指していきます。

1 いじめの早期発見・早期対応について

- (1) いじめは「どの子にも、どの学校にも起こりうる」問題であることを十分認識し、学校における相談機能を発揮し、生徒の悩みを積極的に受け取ることのできる相談体制を整備する。
 - ①学期末ごとに実施する全生徒との「教育相談」の充実
 - ・形式的な相談に終わらせない工夫をする→生徒に思いを語らせる
 - ・相談カード等を活用していく。
 - ②「いじめや差別についてのアンケート」を複数回実施する。
 - ・学級担任だけでなく学年体制で直ちに分析を行い、分析結果は全職員が共有できるようにする。
 - ・少しでも気になるアンケート結果が出た場合には、学年体制・学校体制を組み、早急に対応する。
- (2) 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
 - ①生徒に少しでも予兆があったり、訴えがあったりしたときは、必ず学年会で共有し、早期発見・早期対応に努める。話し合われた内容等は、必ず職員会議で扱う。また「報告」を作成して配布し、全職員で情報の共有化を徹底する。
 - ②教務会において生徒理解をまず最初に扱い、学校体制で臨むようにする。
- (3) 事実関係の究明にあたっては、事実の把握を正確かつ迅速に行う。
 - ①生徒指導主事の指示のもと、まず当該学年が学年体制で徹底的な事実究明を実施する。

②他学年はサポートにあたりると同時に、自分の学年においても同様な事例はないか確認したり、指導にあたりたりする。

(4) いじめが発生したときは、学校のみで解決することに固執することなく、保護者等からの訴えに謙虚に耳を傾け、その上で関係者全員で取り組む姿勢を大切にする。また、教育委員会と連携して対処する。

①特に保護者の訴えについては、「まずしっかり聞く」姿勢を大切にする。場合によっては、教頭も当該学級担任等と一緒に対応する。

②教育委員会をはじめとした外部機関との連携については、校長の指示のもと、教頭が窓口となって行う。

(5) 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るように努める。

①年度当初より、「学校だより」「学年通信」「学級通信」等の通信やPTA総会等において、上記のような対応について公表していく。

②本校における「相談窓口」（校長・教頭・養護教諭等）についても、周知徹底していく。

2 いじめを許さない指導について

いじめを許さない学校としていくためには、生徒たちの友人関係の基本となる学級経営を大切に考えていく必要がある。本校においては、以下のように指導・支援を行って、毎日の学級づくりに取り組んでいく。

(1) 道徳教育の充実

本校道徳教育の目標「生徒1人1人に人としてのあり方や生き方を考えさせ、よりよく生きようとする豊かな人間性を育てる。」にもとづき、各学年の発達段階を大切に資料や学習の展開を工夫して授業を行う。

(2) 人権・福祉教育の充実

①前期・人権同和教育旬間（5～6月） 総時間4時間

- ・学級づくりを目的として、クラスでグループエンカウンター等の活動を実施する。
- ・人権同和教育アンケートの実施と分析（実態を共有する。）
- ・ワークショップもしくはいじめに関する資料の実施（各学年の実態による。）
- ・クラスの人権目標を話し合っ決め、掲示する。

*詳しい授業展開については、各学年の人権同和教育係より提案。

*道徳教育係と連携を図り、道徳の副読本を効果的に利用していく。

②後期・人権同和教育月間（10～11月） 総時間6時間

◇年間を通じて、人権教育として実施する内容

- ・自分自身の言動やクラスの中での人間関係、係活動などの取り組みを人権という視点で振り返り、実践のあり方を考える。（学級担任から見での適した内容で実践していく。）（全学年）
- ・体験的参加型学習を導入した「新しいクラスのメンバーに自分を知ってもらい、仲間を知る学習」や「学級内での感じ方、考え方の良さをお互いに認め合う学習」（各学年）

◇後期・人権同和教育月間の学年別学習内容

1年 ・障がいのある人達に対する理解と偏見を解消していく学習

2年 ・社会に実存している、また実存していたさまざまな差別・偏見の問題を考える学習（因習による差別意識、男女差別、薬害HIV、ハンセン病、部落差別、アイヌ人に対する差別、LGBTなど）

3年・進路学習を進めていく中での、生徒の中にある職業差別、学校間差別の解消に向けての学習

・「あけぼの 第2部 部落史を考える」を社会科の授業内容と合わせて扱う。

3 いじめの理解

(1) 「いじめ」の定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(2) いじめの早期発見チェックポイント

- 遅刻・欠席が増える。
- 遅刻ギリギリの登校が目立つ。
- 表情がさえず、うつむき加減。
- 頭痛・腹痛などを頻繁に訴える。
- 授業中、正しい答えを冷やかされる。
- 筆圧が弱くなる。
- 休み時間はトイレに閉じこもったり、遅れて教室に入ってきたりする。
- 物が壊れたり、事件が起きたりすると、その子のせいにされる。
- イスや机が壊されたり、机などに落書きをされたりする。
- 特定の子の靴が隠されたりする。
- 正しい意見なのに「へー」等と野次がとんだり、その意見がなぜか支持されなかったりする。
- 用事もないのに、職員室や保健室へ来たり、うろうろしたりする。
- その子を誉めると、クラスの子どもたちがあざけたり、しらけたりする。
- 「誰かやってくれないか」と聞くと、特定の子の名前がふざけ半分でいつも出てくる。
- 今までのグループからはずれて一人ぼつんとし、沈みがちになる。
- 人のいやがるあだ名をつけて呼ぶ。
- 急いで一人で帰宅する。
- 教材費等の提出が遅れる。
- 飼育動物や昆虫などに残虐な行為をする。

4 いじめの早期対応のポイント

(1) いじめられている生徒には

いじめられている生徒への対応は、言い聞かせることではない。まず、何より本人の訴えを、本気になって傾聴することである。

- ①受容→つらさや悔しさを十分に受け止める。（傾聴の姿勢）
 - ②安心→具体的な支援内容を示す。（教師は絶対的な味方）
 - ③自信→良い点を認め励まし、自信を与える。
 - ④回復→人間関係の確立を目指す。（交友関係の醸成）
 - ⑤成長→自己理解を深め、改善点を克服する。（自立の支援）
- ※心理的ケアを十分に行う

(2) いじめている生徒には

その場の指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで、注意深く継続して徹底的に指導していく必要がある。

- ①確認→いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
(はっきり確認がとれるまでは、頭ごなしに決めつけない)

- ②傾聴→不満・不安等の訴えを十分に聞く。(受容的態度)
- ③内省→いじめられている生徒のつらさに気づかせる。(いじめは絶対にいけないことの指導)
- ④処遇→課題解決のための援助を行う。(いじめのエネルギーの善用を図る)
- ⑤回復→役割体験等を通じて所属感を高める。(成長への信頼)

(3) いじめられている生徒の保護者には

教師と保護者の、いじめに対する基本的認識のズレが問題を複雑にする

- ①いじめの事実を正確に伝える。
- ②学校はいじめられている生徒を守る、という姿勢を示す。
- ③信頼関係を構築する。→不用意な発言はしない。
 - ・「いじめは重大な人権侵害である」という認識に欠ける発言
 - ・生徒についての理解不足の発言
 - ・自己防衛的な発言
 - ・被害者の痛みを共感を示さない発言
 - ・「被害者保護優先」を無視した発言
 - ・具体性のない発言
- ④家庭との連絡を密にとる→被害者の保護、加害者の指導、学級内の人間関係の改善、加害者の保護者への協力依頼。
- ⑤被害者の保護者に、具体的な取組をきちんと伝えて、理解を得る。

(4) いじめている生徒の保護者には

いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活について指導・助言し、保護者の協力を得る。

- ①事実をきちんと伝える。
- ②保護者の心情を理解する。(怒り・情けなさ・自責の念・今後への不安など)
- ③具体的な助言を与え、子どもの立ち直りを目指して協力してもらう。

(5) 学級には

教師は、「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を、学級に示す。

- ①具体的事実に基づいて話し合う。(当事者の了解・配慮)
- ②いじめられた生徒に共感させ、いじめた生徒も学級集団に情緒的に取り込むようにする。
- ③傍観等の意味を考えさせ、人権意識の芽を育てる。
- ④いじめの行為がなくなるだけでなく、傍観したり無関心であったりする意識を転換し、友情を基盤とする学級を目指す。
- ⑤意図的・継続的に学級に働きかけ、確実に指導していく。
 - ※学級での話し合いの進め方
 - ・事実と問題の明確化・・・いじめは許されない行為である
 - ・冷静な解決の模索・・・生活の振り返り、自己内省
 - ・行動指針の発見・・・内省による具体的な行動、人権意識の育成、信頼感の確立
- ⑥連帯感の育成、人間関係づくり(自己存在感)

(6) 関係機関との連携

いじめを発見したら、教師一人で抱えることなく、校内での報告・連絡・相談はもちろん、各関係機関との連携を図る。

- ①校内いじめ防止対策委員会を中心に、教育委員会の指導をうける。
- ②学校・家庭・関係機関(相談機関・警察等)との連携を日頃から図っておき、いじめ問題への対応及び緊急体制について、全教職員で確認しておく。

いじめ問題 <要点版>

※「いじめは絶対許さない」という教師の姿勢こそがいじめ撲滅の鍵である。

1 いじめの定義

◎当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。

2 いじめのシグナル

<ul style="list-style-type: none"> ・遊びの中に「いじめ」あり ・「仲たがい」か「いじめ」か ・授業中の発言を封じ込める雰囲気 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室の出入りや、訳もなく体の不調を訴えることが多い生徒 ・怠学・不登校の原因 ・しつこいからかい・嫌がらせ
---	---

3 いじめの発見と素早い対応

(1) いじめ発見の方法

- ・保護者の訴え
- ・本人からの訴え
- ・周囲からの通報
- ・教師の発見
- ・アンケート調査 等

(2) 素早い対応

いじめに対する取り組みは、立ち上がりを早くしなければ、被害を受けている生徒やその保護者、通報した生徒の不信感を招く。

4 集団指導体制で

学 級 ⇨ 生徒指導委員会 ⇨ 教 頭 ⇨ 学校長

◎いじめは扱いが微妙であり、アフターケアの必要度も大きい。担任だけで解決しようとせず、集団指導体制を取ることが大切である。

